

報道関係者の傍聴について

泉佐野市田尻町清掃施設新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会長

- 1 会議の開催中は、メモを取ることは自由とします。ただし、動画撮影、音声の録音及び写真撮影については、あらかじめ会長の許可を受けてください。
- 2 動画撮影及び写真撮影については、発言者に光が当たる等委員に対して必要以上の緊張をもたらす可能性があることから、動画撮影及び写真撮影は、会議の冒頭から議案審議の前までとし、発言者の妨げにならない位置で行うように御配慮ください。
- 3 音声の録音については、会議の開始から終了まで行うことができますが、必ず自席で行ってください。
- 4 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則第8条第1項の規定により会議が非公開とされた場合は、退場していただきます。